

議員提出議案第 2 号



飯能市議会基本条例の一部を改正する条例（案）

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 1 1 2 条及び飯能市議会会議規則第 1 3 条の規定により提出します。

令和 3 年 9 月 2 8 日

提出者	飯能市議会議員	野 口	和 彦
賛成者	同	栗 原	義 幸
同	同	武 田	一 宏
同	同	坂 井	悦 子
同	同	内 田	健 次
同	同	新 井	巧
同	同	加 藤	由貴夫

飯能市議会議長 中 元 太 様

## 飯能市議会基本条例の一部を改正する条例（案）

飯能市議会基本条例（平成24年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第19条の見出し中「ICT」を「情報通信技術」に改め、同条中「ICT（高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成12年法律第144号）第1条の情報通信技術をいう。）」を「情報通信技術」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 提案理由

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成12年法律第144号）の廃止に伴い、提案するものである。

飯能市議会基本条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(<u>情報通信技術</u>の積極的活用) 第19条 議会は、<u>情報通信技術</u>を積極的に活用するものとする。</p>	<p>(<u>ICT</u>の積極的活用) 第19条 議会は、<u>ICT(高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(平成12年法律第144号)第1条の情報通信技術をいう。)</u>を積極的に活用するものとする。</p>